

明桜中学校 部活動に関わる活動方針

第1条 目的

- 1 顧問教師の指導の下、自主的・自発的に活動し、自己の能力・特性を伸ばす。
- 2 部員がお互いに協力し合い、責任を果たすことにより、ルールやマナーを身に付け、望ましい社会的態度を身に付ける。
- 3 気力を高め体力づくりに励むとともに、文化的素養の向上を図る。

第2条 方針

- 1 群馬県中学校長会並びに群馬県中学校体育連盟との申し合わせ事項及び前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」に則って活動する。
- 2 各部の目標と活動方針を明確にして練習計画を立て、効率的・合理的に実施する。
- 3 身体的・精神的発達の促進を図ることをねらいに、生徒には部活動への入部を推奨する。
- 4 部活動の実状に応じて顧問以外に外部コーチを置き、技術面での指導強化を図る。

第3条 入部・退部（転部）

- 1 入部にあたっては、興味関心などをもとに、活動方針、活動内容、必要経費などについて家庭で相談し、入部届を提出して入部する。※2・3年生も毎年、年度初めに届け出る。
- 2 3年間継続することが望ましいが、退部（転部）したい場合は、本人が保護者、学級担任及び顧問と十分相談の上、退部（転部）届を提出する。
- 3 1年生は、4月当初に見学期間、体験期間、仮入部期間を設ける。ただし、この期間は延長練習には参加できないが、春季大会へ出場する生徒のみ、保護者の同意を得た上で延長練習にも参加できるものとする。

第4条 部の種類

- 1 部には運動部と文化部をおく。
【運動部】軟式野球、サッカー、ソフトテニス(男)、ソフトテニス(女)、陸上競技、バレーボール(女)、卓球(男)、バスケットボール(男)、バスケットボール(女)
【文化部】吹奏楽、美術

第5条 部の結成（文化部については例外とし、その都度協議する。）

- 1 部を結成するときは、次のように行う。
 - ① 必要人数は、個人競技は8名以上、団体競技は標準エントリー数+2名以上とする。
 - ② 同好会とし1年間の活発な活動を行い、生徒総会・職員会議を経たのち、校長の承認を得て部として認められる。活動場所等は、部活動主任、顧問、関係部活動顧問間で協議をして決定する。
 - ③ 運動部の場合は、前橋市中学校体育連盟に競技部として設置されている部とする。

第6条 休部・復帰（文化部については例外とし、その都度協議する。）

- 1 部が活動困難な場合や活動していない状況が続いた場合は、職員会議・校長の承認を経て休部とする。休部期間中には顧問は置かず、必要がある場合は部活動主任があたる。
 - ① 団体競技で部員数が大会出場可能人数未満となった場合（総体後）、顧問は現部員の意向を確認した上で、休部の可能性を伝え、次年度の部員の動向、新入部員募集及び現時点での休部について検討する。
 - ② 団体競技において、新入部員が決定した段階（春）で、標準エントリー数+2名が確保できない場合は休部とする。※ただし、他校との合同チームでの参加が許可されている競技についてはこの限りでない。
 - ③ 個人競技においては、新入部員が決定した段階（春）で、必要な人数が確保できない場合は休部とする。
- 2 休部になっている部は、次の手続きにより復帰できる。
 - ① 個人競技は8名以上、団体競技は標準エントリー数+2名以上の部員が集まること。② 部の代表者が部活動主任に復帰の希望を伝える。
 - ③ 部活動主任は、職員会議で復帰の希望を伝え顧問を提案し、職員会議・校長の承認を得て、決定する。

第7条 廃部（文化部については例外とし、その都度協議する。）

- 1 休部期間が2年間を経過した場合は、廃部とする。

第8条 部の構成

- 1 部の構成は、顧問、部長、副部長、部員とし、部長及び副部長は部役員とする。

第9条 部役員の任務

- 1 部長は顧問と綿密に連絡を取りながら、部の活動（研究・練習）の中心となり、部をまとめることを任務とする。
- 2 副部長は、部長を補佐し、部長が不在の時はその代理を務める。

第10条 部長会議

- 1 部長は、部活動主任が招集する部長会議に出席しなければならない。

第11条 活動日・時間

- 1 週2日以上以上の休養日を設定することとするが、そのうち平日1日は学校全体でのノー部活デーとする。※詳細は各部活動ごとの活動計画によるが、大会参加等で、やむを得ず土・日曜日に活動する場合は、代替休養日を確保する。
- 2 定期テスト前の部活動中止期間は、1学期期末テストは5日前から、2・3学期期末テストは1週間前から、ともに最終テスト日までとする。ただし、1学期末は市総体前であるため2・3年生はテスト3日前から部活停止とする。
- 3 長期休業中も第1項と同様とする。ただし、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業日は休養期間とする。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する

4 活動時間

- ① 部活動終了時刻は年間を通して16:45（17:00完全下校）とする。
- ② 活動を延長して行う場合は、以下の最大延長時刻までとする。
 - ・4月～8月 18:15（18:30完全下校）
 - ・9月及び3月 17:45（18:00完全下校）
 - ・10月及び2月 17:15（17:30完全下校）
 - ・11月～1月 延長なし
- ③ 活動時間の設定にあたっては、顧問及び部役員・部員で相談し、週や月単位で計画を立て、**必要に応じて延長時間を設定**するようにする。なお、延長で活動する場合は、事前に保護者に活動計画を示して理解を得るとともに、**希望する生徒のみの参加**とする。
※1年生の部活延長は、学校生活に慣れることを最優先とするため、6月から可能とする。
- ④ 朝練習は、原則として行わない。ただし、学校や顧問の事情等により放課後の活動時間が十分確保できない場合は、以下のとおりとする。
 - ・保護者の理解を得るとともに、希望する生徒のみの参加とする。
 - ・活動期間は延長なしの期間のみで、時間は7:30～8:00とする。
 - ・期間限定の駅伝部の活動については、他競技の部活動に所属する生徒が重複して参加することが多いことから、8月より朝練習が実施できるものとする。
(夏季休業中7:30～8:30、平日7:30～8:00)

第12条 器具庫・その他活動に関する部屋等の使用

- 1 器具庫・その他活動に関する部屋等（校庭及び体育館も含む）は顧問が管理する。また、施錠についても同様とする。
- 2 器具庫・その他活動に関する部屋等は、部活動時のみ使用する。用具などの使用・後片づけ・清掃・整理整頓は、部が責任を持って行う。
- 3 器具庫・その他活動に関する部屋等での飲食は絶対しない。また、器具庫・その他活動に関する部屋等には顧問の許可なく入らない。

第13条 活動の停止

- 1 本規定に著しく反した場合は、活動を停止する。停止期間等は部活動主任が原案を示し、職員会議を経て、校長が決定する。

附 則

- ・この規定は、令和3年4月7日から施行する。
- ・この規定は、令和4年4月5日から改定・施行する。
- ・この規定は、令和5年4月5日から改定・施行する。